

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年1月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

インターネット接続サービス 1式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟別館1階

### (4) 履行期間

平成19年4月1日から平成21年8月31日まで

### (5) 入札方法

入札金額は、(1)の役務を(4)の履行期間において履行するために要する費用の金額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務（情報処理サービス又はその他の区分に限る。）に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成19年1月25日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成19年1月12日（金）から同年2月6日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

## 4 入札手続等

### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7614

### (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

### (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年1月12日(金)から同月24日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年2月6日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月5日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出書類を、4の(1)の場所に平成19年1月31日(水)午後2時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

A suite of Internet-access Service

(2) 2:00 PM 31, January, 2007 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2:00 PM 6, February, 2007 : Time-limit for submission of tenders

5:00 PM 5, February, 2007 : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570

Japan

TEL : 0857-26-7614

E-mail : gyouseikeiei@pref.tottori.jp